

D-MAX STUDIO

会則

第1条 名称・目的

本スタジオの正式名称は、D-MAX STUDIO（以下本スタジオという）と称し、本スタジオの会員が本スタジオの提唱するエクササイズを生活習慣の中に取り入れ、心身の健康維持・増進、さらには自己目標の実現を図ることを目的としています。

第2条 運営・管理

本スタジオの施設は株式会社ライジングが運営・管理を行います。

第3条 会員

- ①本スタジオは会員制とし、入会する際に定められた会員種類で契約し、利用範囲に応じて諸施設を利用することができます。
- ②会員の契約期間は、会員が会社所定の退会手続きが完了するまで自動更新します。

第4条 入会手続き

本スタジオを利用する方は、本スタジオ会則を承認の上、入会手続きを行い所定の料金を納入しスタジオの承認を得、契約を行った上で会員にならなければなりません。

第5条 会員資格

本スタジオに入会の資格を有する方は、16才以上の男女で、会則を承認し入会を希望する方とします。

また、次の場合は入会することが出来ません。

- ①感染症及び感染性のある皮膚病の方。
- ②暴力団関係者。
- ③刺青のある方。（但し、スタジオが別途定める基準に準じて認めた場合は除く）
- ④妊娠中の方
- ⑤入会に先立って、メディカルチェック等の結果により施設の利用に差し支えがあると判断された方。
- ⑥本スタジオが他の会員に迷惑をかける恐れがあるまたは、その他好ましくないと判断した方。

第6条 未成年者

未成年者が入会を希望する場合は、本人とその親権者が連署の上入会申し込みを行うものとします。

この場合、親権者は会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第7条 諸経費・諸料金

- ①会員は本スタジオが定めた諸料金を所定の方法で、所定の期日に本スタジオに納入しなければなりません。
- ②諸料金の金額、支払時期、支払方法等は本スタジオがこれを定めます。
- ③本スタジオは運営上必要と判断した場合はまたは経済情勢等の変動に応じて、会員種類の改廃もしくは諸会費・諸料金等の金額を変更することができ、館内掲示等において告知するものとします。

第8条 退会・コース変更

会員が本スタジオを退会、コース変更する場合は、希望月の前月5日までに必ず本人が来店し書面にて所定の手続きを完了しなければなりません。（代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、受けられません。）また、未払い料金のある場合は完納しなければなりません。

第9条 会員資格の譲渡、貸与

会員は如何なる場合も、その会員資格を他に譲渡または貸与することはできません。

第10条 会員の休会

- ①休会中の諸料金の金額、支払時期、支払方法等は本スタジオがこれを定めます。
- ②会員が本スタジオを休会する場合は、会社が別途定める所定の方法で必ず本人が来店し書面にて手続きを完了しなければなりません。（代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、受けられません。）
- ③休会期間終了後は自動的に会費の請求が開始となります。

第11条 諸手続き

会員が入会申込書に記載した内容に変更があった場合（住所変更等）も速やかに変更手続きを完了しなければなりません。

第12条 会員除名

会員が次のいずれかに該当した場合、スタジオは、資格停止処分あるいは除名等の処分をなすことができます。

- ①本会則、その他スタジオが定める諸規則に反したとき。
- ②本スタジオの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。
- ③諸会費、諸料金の支払を怠ったとき。
- ④入会に際して虚偽の申告をしたとき。
- ⑤本スタジオが本スタジオの会員としてふさわしくないと判断したとき。
- ⑥他の会員に対する迷惑行為、本スタジオの運営に支障を与えるような行為をしたとき。
- ⑦第18条各号の禁止行為を行ったとき。
- ⑧その他、本条各号に準ずる行為をしたとき。

第13条 会員資格喪失

会員は次の場合に会員資格を喪失します。

- ①退会したとき。
- ②除名されたとき。
- ③死亡したとき。
- ④本スタジオを閉業したとき。

第14条 健康管理

会員は各自の責任において健康管理を行なうものとします。

第15条 諸規則の厳守

会員は本スタジオ施設利用に際して、本スタジオが定める規則、注意事項を厳守し本スタジオ内では係員の指示に従っていただきます。

第15条 入場禁止・退場

本スタジオは会員が下記の項の一つに該当する場合は、その会員の本施設への入場及び退場を命じることができません。

- ①感染症及び感染性のある皮膚病の方。
(但し、本スタジオが別途定める基準に準じて認めた場合は除く)
- ②暴力団関係者。
- ③刺青のある方。(但し、本スタジオが別途定める基準に準じて認めた場合はのぞく)
- ④妊娠中の方。
- ⑤酒気を帯びているとき。
- ⑥健康状態を害しており運動することが好ましくないと判断されるとき。
- ⑦他の施設利用者に迷惑をかけると判断されるとき。
- ⑧正当な理由なく本スタジオの係員の指示に従わないとき。

第16条 損害賠償

- ①スタジオの施設利用に際して、本人又は第三者に生じた人的・物的事故について本スタジオは一切損害賠償の責を負いません。会員に同伴したビジターについても同様とします。但し、本スタジオの調査により本スタジオに過失があると認められた場合には、本スタジオは一定の補償をするものとします。
- ②会員が本スタジオの施設利用に際して本スタジオまたは第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任じるものとします。会員が同伴したビジターについては、同伴した会員が当該ビジターと連帯して損害賠償の責に任じるものとします。

第17条 盗難

会員が本スタジオの利用に際して生じた盗難については、本スタジオは一切損害賠償の責を負いません。また本スタジオに設置されているロッカー等についても会員自身の責任と負担により、これを使用するものとし、収納物の盗難・毀損その他について一切の損害賠償・補償等の責任を負いません。

但し、所定の方法により貴重品として本スタジオに預けた場合は除きます。

第18条 紛失・忘れ物・放置物

- ①会員が本スタジオの利用に際して生じた紛失については、本スタジオは一切損害賠償・補償等の責を負いません。
- ②忘れ物・放置物については、原則として2週間保管した後、処分させていただきます。

第19条 禁止事項

- ①許可なく館内を撮影すること。
- ②許可なく本クラブにおいて物品の販売やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為(団体加入の勧誘を含む)をすること。
- ③他人を誹謗、中傷すること。
- ④他人に対する暴力行為や威嚇行為。
- ⑤痴漢、覗き、露出等公序良俗に反する行為。
- ⑥施設内に落書きや造作をすること。
- ⑦動物を館内に持ち込むこと。
- ⑧危険物を館内に持ち込むこと。

- ⑨館内での喫煙。
- ⑩本スタジオ従業員の業務を妨げる行為。
- ⑪他人へのストーカー行為。
- ⑫他人の施設利用を妨げる行為。

第20条 利用案内

本会則に定めない本スタジオ運営事項については、利用案内または本スタジオが別途定める規則に定めます。

第21条 営業時間

営業時間は別途定めます。但し、臨時に時間を変更する場合は事前に施設内に掲示します。

第22条 休館

- ①スタジオは別途予め指定する期間を年次休館とするほか、施設点検日を定休日とします。
- ②①の休館のほか本スタジオは、館内改装、施設の改造または修理、その他の工事の場合、気象・災害等により営業が不可能と本スタジオが判断した場合は、休館とさせていただきます。

第23条 施設の閉鎖および運営の廃止

経営上の事情により本スタジオおよび施設の統合や廃止等が行われたとき、その他運営が困難と本スタジオが判断したときには、本スタジオおよび施設の全部または一部の閉鎖および運営の廃止をすることがあります。

第24条 スタジオの閉鎖

本スタジオは次の理由により、本スタジオの閉業をすることがあります。

- ①気象、災害等により施設を閉鎖し、再開業が困難と判断した場合
- ②経営上、営業の継続が困難と判断した場合。

第25条 会則の改定

本スタジオは必用と認めた場合、本会則の改訂を行うことが出来ます。尚、改定内容は全会員に適用されるものとします。

附則

2014年9月1日改定